

○志摩市海外留学応援奨学金条例施行規則

平成30年3月28日

教育委員会規則第3号

改正 平成31年2月22日教育委員会規則第1号

令和3年3月18日教育委員会規則第1号

令和3年9月30日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市海外留学応援奨学金条例(平成30年志摩市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の教育委員会が別に定める活動)

第1条の2 条例第2条第2号の教育委員会が別に定める活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外国語の学力向上、異文化交流、研究成果の交流及び歴史、海洋環境に関する意見の交換を目的とする活動
- (2) 留学を目的とする10日間以上の渡航で、渡航期間のうち2分の1以上の日数をホームステイ等(渡航先における学生寮への寄宿も含む。)により滞在するもの

(条例第3条の教育委員会規則で定める者)

第2条 条例第3条の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 親がなく、親に代わるべき者が条例第5条の規定による出願をしようとする日前1年以上市内に住所を有する者
- (2) 親及び親に代わるべき者がなく、本人が条例第5条の規定による出願をしようとする日前1年以上市内に住所を有する者

(留学奨学生の出願)

第3条 留学奨学生に志願する者は、志摩市留学奨学生願書兼留学奨学金給付申請書(様式第1号。以下「願書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、

志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 留学奨学生推薦書(様式第2号)
- (2) 志願する者が属する世帯全員分の市税に滞納がないことの証明書(特別奨学生のうち市内に住所を有しない者の子が出願する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による願書等の提出方法等は、教育委員会が別に定める。

(選考委員会の職務)

第4条 条例第6条に規定する留学奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、教育委員会の諮問に応じて、留学奨学生となるべき者の選考のために審査し、これを教育委員会に答申する。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内中学校長
- (2) 市内公立高校教員
- (3) 教育委員会の委員
- (4) 市国際交流担当課長
- (5) 市地域活性化担当課長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において特に必要と認めた者

(委任の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員は、前条第2項第1号から第5号までに掲げる委員としての委嘱又は任命を受けるべき地位を失ったときは、前項の規定にかかわらず委員の職を失う。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員会の庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(一般奨学生の選考方法)

第10条 一般奨学生の選考は、次のとおり行う。この場合において、教育委員会は、別に定める選考基準により選考委員会の審査に付するものとする。

(1) 書類審査

(2) 面接審査

2 前項第1号の書類審査は、第3条の規定により提出された願書等により行う。

3 第1項第2号の面接審査は、書類審査の合格者に対して行う。

4 選考委員会は、第1項の規定による審査の結果、留学奨学生となるべき者を教育委員会に答申する。

(留学奨学生及び留学奨学金の給付の決定)

第11条 教育委員会は、前条第4項の答申に基づき、毎年度予算の範囲内において留学奨学生及び留学奨学金の給付を決定し、志摩市留学奨学生決定

通知書兼留学奨学金給付決定通知書(様式第3号)により、当該留学奨学生に通知する。

(留学奨学金の変更給付申請)

第12条 留学奨学生は、前条の規定による通知を受けた後、同条の規定により決定した留学奨学金の額に変更が生じた場合は、留学奨学金変更給付申請書(様式第4号)に当該変更が生じた理由を明記し、教育委員会に提出しなければならない。

(留学奨学金の変更給付決定)

第13条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、留学奨学金の額に変更が生じた理由を審査し、留学奨学金の額を変更すべきものと認めるときは、当該年度の予算の範囲内で留学奨学金の変更を決定し、留学奨学金変更決定通知書(様式第5号)により、当該留学奨学生に通知する。

(留学奨学金の請求)

第14条 第11条の規定による通知を受けた留学奨学生は、志摩市海外留学応援奨学金請求書(様式第6号)により留学奨学金を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を行った留学奨学生は、当該請求後に第12条の規定による留学奨学金の変更給付申請を行い、前条の規定により変更給付決定されたときは、前項の規定により既に請求した留学奨学金の額と同条の規定により変更給付決定された変更後の留学奨学金の額との差額を志摩市海外留学応援奨学金請求書(様式第6号)により請求するものとする。

(留学の体験等の報告)

第15条 条例第8条の規定による留学の体験等の報告は、2,000字以上の報告書によるものとし、帰国後1月以内に教育委員会に提出するものとする。

(実績の報告)

第16条 留学奨学生は、前条の規定による報告のほか、志摩市海外留学応援奨学金実績報告書(様式第7号)を教育委員会に提出し、留学奨学金に係る実績報告を行うものとする。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月22日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日教育委員会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日教育委員会規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

志摩市留学奨学生願書兼留学奨学金給付申請書				
(ふりがな)	()			
氏名				
生年月日	年 月 日			
学校名				
志願する種類	1 特別奨学生 2 一般奨学生 (志願する種類を○で囲んで)			
奨学金希望額	円 (留学経費総額の1/2 : 1,000円)			
留学先				
留学目的				
留学期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日 [日間:ホームステイ]			
世帯構成	続柄	氏名	生年月日	
<p>志摩市海外留学応援奨学金条例、志摩市海外留学応援奨学金条例施行規則及び志摩市奨学生募集要項の規定を理解し、留学奨学生に志願します。</p> <p>なお、申請に当たり、別紙市税の納付状況関係証明書取得の同意書を添えて、私の住民情報及び市税の納付状況について、関係台帳により教育委員会が確認することとします。</p> <p>年 月 日</p> <p>志願者 住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>保護者 住所</p>				

1. 志望動機（なぜ留学したいのか、留学先でしたいこと、など）

2. 自分の将来は（将来像、目指す姿、何になりたいか、など）

3. 志摩市への思い（現在の志摩市をどう思うか、将来どうあってほしいか、など）

4. 志摩市で自分ができること（留学を体験した自分にできること、したいこと、な

様式第2号(第3条関係)

留 学 奨 学 生 推 薦 書

学 校 名

推 薦 生 徒 氏 名

学 業 に つ い て の 所 見

人 物 に つ い て の 所 見

家 庭 状 況 に つ い て の 所 見

将 来 に 対 す る 総 合 的 所 見

上記のとおり推薦します。

年 月 日

様式第3号(第11条関係)

第
年 月

様

志摩市教育委員会
教育長

志摩市留学奨学生決定通知書兼留学奨学金給付決定通知書

留 学 奨 学 生 氏 名

留 学 奨 学 生 住 所

学 校 名

留 学 の 種 類 ① 特別奨学生 ② 一般奨学生

留 学 先

留 学 目 的

留学に係る経費の総額

留学奨学金給付決定額

様式第4号(第12条関係)

年 月

(宛先) 志摩市教育委員会

住所

留学奨学生

氏名

留学奨学金変更給付申請書

留 学 奨 学 生 氏 名		
留 学 奨 学 生 決 定 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号
変 更 前	留学に係る経費の総額	円
	留 学 奨 学 金 額	円
変 更 後	留学に係る経費の総額	円
	留 学 奨 学 金 額 (A) 【 留 学 経 費 総 額 の 1 / 2 】	円 (1,000円未満)
留 学 奨 学 金 請 求 (受 取) 済 額 (B) (請 求 (受 取) 日)		円 (年 月 日 請 求 (受 取))
差 額 (C) ((A) - (B)) (追 加 ・ 返 還)		円
留 学 奨 学 金 に 変 更 が 生 じ た 理 由		

様式第5号(第13条関係)

第
年 月

様

志摩市教育委員会
教育長

留学奨学金変更決定通知書

留 学 奨 学 生 氏 名

変更後の留学に係る経費の総額 円

変更後留学奨学金決定額 (A) 円

留学奨学金請求(受取)済額 (B) 円

(請 求 (受 取) 日) (年 月 日 請 求 (受 取)

差 額 ((A) - (B)) 円

備 考

様式第6号(第14条関係)

年 月

(宛先)志摩市教育委員会

住 所
留学奨学生
氏 名

志摩市海外留学応援奨学金請求書

志摩市海外留学応援奨学金条例施行規則第14条の規定により、請求します。

	請 求 額 (C) - (B)	金	円 (1,000円未満)
	既 給 付 額 (B)	金	円 (あれば金額)
	留学奨学金(変更)決定額 (C)	金	円
	留 学 経 費 総 額	金	円
振 込 先 口 座	金融機関名		
	種 別	普通・当座	口座番号
	口座名義 (カタカナ)		

様式第7号(第16条関係)

年 月

(宛先)志摩市教育委員会

住 所
留学奨学生
氏 名

志摩市海外留学応援奨学金実績報告書

志摩市海外留学応援奨学金条例施行規則第16条の規定により、領収書等を添えて
ます。

留学に係る経費の総額 (渡航費・滞在費他)	金	円
留学奨学金(変更)決定額(A) (留学経費総額の1/2)	金	円(1,000円未満は切り上げ)
留学奨学金給付額(B) (受取済額)	金	円
清算額(C) (A)-(B)	金	円

※決定を受けた留学内容が、修了したことが分かる資料(修了証、パスポート等の写
を添付すること。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第12条関係)

様式第5号(第13条関係)

様式第6号(第14条関係)

様式第7号(第16条関係)